

工事請負契約約款第 25 条(スライド条項)の運用について

沖縄市が発注・契約する工事において、工事請負契約締結後に賃金水準又は物価水準の変動により、当初の契約金額が不相当となった場合、沖縄市工事請負契約約款第 25 条に規定するスライド条項に基づき、契約金額の変更を請求できます。

請求にあたっては、工事主管課と十分に協議を行ってください。なお、具体的な運用については「工事請負契約書第 26 条第 5 項(単品スライド条項)運用マニュアル」及び「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」をご確認下さい。

【運用概要】

運用概要	全体スライド (契約約款第 25 条 1～4 項)	単品スライド (契約約款第 25 条 5 項)	インフレスライド (契約約款第 25 条 6 項)	
概 要	契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときに適用できる条項	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときに適用できる条項	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときに適用できる条項	
適用対象 工事	・ 契約締結日から 12 ヶ月を経過した工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	・ すべての工事 但し、請求日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	・ すべての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上あり、賃金水準の変更のあった時期を工期内に含む工事	
金額変更方法	対 象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く資材 鋼材類、燃料油、その他主要な工事材料	賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	変 動 前 の 金 額	残工事の請負代金	当該品目に該当する各材料の当初の価格 (発注者が設定した実勢価格に数量、落札率を乗じた額)	残工事の請負代金
	受 注 者 の 負 担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0%	残工事費の 1.0%
提出 書類	○変更請求書 ○概算スライド額調書 ○出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料 (工事主管課と相談の上添付)	○変更請求書 ○契約金額変更請求額計算書 ○各対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類 (納品書、請求書、領収書等、工事主管課と相談の上添付)	○変更請求書 ○概算スライド額調書 ○出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料 (工事主管課と相談の上添付)	